

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 30 日

住 所 浜松市中央区旭町 12 番地の 1
事業者名 遠州鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 丸山 晃司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項	
・当社が保有する乗合バス車両（高速路線用を除く）におけるノンステップバスの比率は、2024 年度末時点において 86.7%となっている。乗降しやすいノンステップバスの比率を高めることにより、誰もが利用しやすい環境を整備する。	
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項	
・バス車内設備の更新に際しては、バスが利用しやすくなるよう案内表示器の視認性向上等に配慮して設備投資を行う。	
・乗務員に対してドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した運転指導を行い、安全・安心・快適にバスをご利用いただけるよう努める。	

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	新車導入時はノンステップバスを選択することで、ノンステップバスの比率の維持、拡大を図る。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育の実施	乗務員に対して「車椅子乗降操作」「車椅子固定方法」「ベビーカー固定方法」に関する教育を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	バスをご利用されたことがないお客様のためにウェブサイトでのバスの利用方法に関する情報を提供する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行情報提供	ウェブサイト上の時刻表にノンステップバスの運行状況を掲載する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育の実施	乗務員に対して「車椅子乗降操作」「車椅子固定方法」「ベビーカー固定方法」に関する教育を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先席表示の設置	車内に優先席表示を設置し、利用者にわかりやすく認知させる。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

電話やウェブサイトから寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし	—

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 6 年度）

住 所 浜松市中央区旭町12番地の1

事業者名 遠州鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 丸山 晃司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	新車導入時はノンステップバスを選択する。	新車 1 0 台導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育の実施	乗務員に対して「車椅子乗降操作」「車椅子固定方法」「ベビーカー固定方法」に関する教育を実施する。	計画通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用方法の掲載	バスをご利用されることがないお客様のためにウェブサイト上でバスの利用方法に関する情報を提供する。	計画通り実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの運行情報提供	ウェブサイト上の時刻表にノンステップバスの運行状況を掲載する。	計画通り実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育の実施	乗務員に対して「車椅子乗降操作」「車椅子固定方法」「ベビーカー固定方法」に関する教育を実施する。	計画通り実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
優先席表示の設置	車内に優先席表示を設置し、利用者にわかりやすく認知させる。	計画通り実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

電話やウェブサイトから寄せられる利用者の意見を社内で共有し、取り組みの改善検討に活用した。

(3) 報告書の公表方法

ウェブサイトへの掲載。

(4) その他

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板を備 えたもの	うちリ フトを備えた もの
前年度車 両数	251	229	198	31	0	0	0	22	22	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開始した車 両数	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃止した車 両数	14	14	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	247	225	195	30	0	0	0	22	22	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第 6 号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち 2 及び 3 に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第 37 条第 2 項第 2 号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 43 条第 1 項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち 5 に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲ については、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。